

みらい 通信

木津川市未来会議

木津川市兜台2-2-1 アーバンF305
TEL/FAX 0774-72-9172
090-5963-9090

選挙公営費 特集号
(原告団の報告)

<http://www.paw.hi-ho.ne.jp/kizumirai/>
(くれはまゆみで検索してもご覧いただけます)

市民の皆様の大切な税金が適正に使われているか、それをきちんとチェックする、議員としてつとめの一つであると思っています。そこで、木津川市になって、制度ができた

「選挙公営」という制度についてチェックしました。

この制度の目的は、「お金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図るため」とされています。

金額は、選挙期間7日間分で上限は（候補者1人当たり）・・・

- ポスター代 40万8595円
- 自動車借り上げ代 10万7100円
- 燃料代 5万1450円
- 運転手報酬 8万7500円
- チラシ（市長のみ）11万6800円

税金で選挙費用を負担する制度です。町村の選挙には、ありません。

候補者から請求があった場合にのみ、支払われます。

2007年4月22日執行の市長・市議会議員選挙で初めて適用されました。

条例は、合併前に検討されました。

くれはは、木津町の議員であった2006年12月議会で上限額の引き下げと添付資料の徹底な求め、一般質問をしました。選挙が行われ、各候補者が請求し公費負担された費用（候補者別金額は、次ページに掲載）を調べた結果、一部不適切・不正な支出があったの議会で一般質問をし、その後法的な手続きに入りました。住民監査請求を経て、現在は、

一部不法・不適切な支出があるとして、現在訴訟中です。

その内容は・・・

☆ポスター印刷代

掲示板の枚数209枚ちょうどで契約し、上限額一杯を公費請求していること
印刷所と、見積書や明細書を交わしていない。よって、詳細がチェックできないこと
同じ印刷所で印刷しているのに、候補者間で2倍の開きがあること

☆選挙用自動車借り上げ代

選挙カーは、7日間分のみでの借り上げ期間ではすまないのに、そう契約していること
車は、国土交通省の許可なく、有償貸し出しができないこと
公費負担額が、通常のレンタル費用より、2～3倍も高いこと

☆運転手の報酬

7日間を1人でずっと運転していたと報酬を請求しているが、実態が確認できないこと
実際に運転していた人に、報酬が支払われていない場合があること

詳しくは、裏面に記載していますので、ご覧ください。

ちなみに、他の自治体でも・・・

07年4月美濃市議選で新たに市議6人がポスター代を水増し請求が発覚 毎日新聞08.2/8
和歌山県議選、公費負担外の選挙はがきと名刺をポスター代に上乗せ請求 産経新聞08.4/1